



資料の弁償について

図書館の資料は町民の税金で購入した町民みんなの財産です

資料を紛失・汚破損した場合、原則、弁償をお願いします。

そのため、利用するときは、十分注意して取り扱ってください。

次に借りる方に不快な思いをさせないよう、ご協力をお願いします。

弁償を 求める根拠

水巻町図書館・歴史資料館管理運営規則第9条

水巻町図書館・歴史資料館資料等の弁償に関する事務処理要綱

弁償を 求める基準

弁償の基準に照らして、弁償していただくか否かを検討します。
原則は次に借りる人が快適に利用できるかどうかで判断します。
他館の資料(相互貸借)は、貸出元の図書館の基準となります。

弁償する には

[1] 本・雑誌等

- ① 同一の本・雑誌を持参
- ② 図書館が購入した価格(税抜)を窓口で支払

[2] AV資料(CD、DVD)

図書館が購入した価格(税抜)を窓口で支払

※図書館利用のためのDVDなので現物弁償は受けられません

○資料に汚破損があった場合、カウンターでお伝えください

弁償していただくことになる汚破損

- ① 水濡れ（雨・湿気・結露等による）
 - ・波打ち、変色、ページがめくれない、形状が変わったもの
- ② 汚れ、染み、臭い等があるもの
 - ・チョコ・コーヒー等の飲食物、食べかすが付着したもの
 - ・血液、ペットの糞尿等、タバコなどの異臭等、衛生上問題があるもの
- ③ 書き込み（落書き・線引き、印付け等）
- ④ ページ破れ、ページの欠落
- ⑤ 噛み跡があるもの
- ⑥ 折り癖があるもの
- ⑦ 紛失
- ⑧ その他館長が弁償の必要と判断するもの

次の場合、弁償していただくことなくよいことがあります。

- 経年劣化が原因と判断したもの
- 汚れ等があるが修正できると判断したもの
- 天災・火災等の不可抗力が原因であるもの
- その他館長が不要と判断したもの